

景気対応緊急保証の指定業種について

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種について)

別添3

指定期間：平成20年10月31日～平成23年3月31日

指定業種における産業分類番号は、旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

通 番	産業分類 中分類番号 (参考)	指 定 業 種
1	02	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）
2	05	鉱業
3	06	総合工事業
4	07	職別工事業（設備工事業を除く。）
5	08	設備工事業
6	09	食料品製造業
7	10	飲料・たばこ・飼料製造業
8	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。）
9	12	衣服・その他の繊維製品製造業
10	13	木材・木製品製造業（家具を除く。）
11	14	家具・装備品製造業
12	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
13	16	印刷・同関連業
14	17	化学工業
15	18	石油製品・石炭製品製造業
16	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く。）
17	20	ゴム製品製造業
18	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
19	22	窯業・土石製品製造業
20	23	鉄鋼業
21	24	非鉄金属製造業
22	25	金属製品製造業
23	26	一般機械器具製造業
24	27	電気機械器具製造業

25	28	情報通信機械器具製造業
26	29	電子部品・デバイス製造業
27	30	輸送用機械器具製造業
28	31	精密機械器具製造業
29	32	その他の製造業
30	33	電気業
31	34	ガス業
32	35	熱供給業
33	36	水道業
34	37	通信業
35	38	放送業
36	39	情報サービス業
37	40	インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。）
38	41	映像・音声・文字情報制作業
39	42	鉄道業
40	43	道路旅客運送業
41	44	道路貨物運送業
42	45	水運業
43	46	航空運輸業
44	47	倉庫業
45	48	運輸に附帯するサービス業
46	49	各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
47	50	繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
48	51	飲食料品卸売業
49	52	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
50	53	機械器具卸売業
51	54	その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）
52	55	各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。）